

南知多町有機農業実施計画

1. 市区町村
南知多町
2. 計画対象期間
令和 5年度 ~ 令和 9年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
<p>ア 有機農業の現状</p> <p>本町では、昭和36年に発足して以降一貫して人口減少が続いており、また、農業経営環境の変化による農業所得の低迷や農業就業者の高齢化により離農が進行し、遊休農地が増加している。</p> <p>その一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によりグローバルサプライチェーンの脆弱性が露呈したとともに、昨今のウクライナ情勢による原油高や穀物高も相まって、食料自給率の低い我が国の食の安全保障が脅かされている。</p> <p>これらの農業を取り巻く社会的な変化によって、本町においても、今後化石燃料を原料とした化学合成農薬と化学肥料を調達することが困難になることが危惧され、従来どおりの農業を実施できなくなる可能性が高くなっている。</p> <p>そのため、地域に根差した持続的で再生可能な環境負荷の低い農業として、また、既存の農業における化石燃料を原料とした化学合成農薬と化学肥料の代替品としても有機農業の技術は活用できるため、地方自治体としても持続可能な農業の在り方の一つの方策として有機農業を推進する必要がある。</p> <p>本町は、令和元年時点での有機JAS認証農地が19haあるなど、有機農業の取組が盛んな地域ではあるが、有機農業の産地づくりを推進する上で以下の課題がある。</p> <p>(1) 有機農業に取組む新規参入者への営農指導体制の整備</p> <p>本町において有機農業への就農を理由とした移住希望者が増加しているものの、研修先として受け入れ可能な農業者及び農業法人に限りがあり、また、長期にわたり有機農業の営農に関する相談や指導が可能な支援体制の整備ができていないことが課題となっている。</p> <p>(2) 有機農業に取組む新規参入者への農地の確保</p> <p>有機農業に取組むための農地として、有機JAS認証を取得するには2年以上前から化学合成農薬や化学肥料を使用しないことが求められるため、既存の慣行農業を実施している農地の場合は転換期間が必要となり、遊休農地の場合は整備に労力が必要となることが課題となる。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法に基づく農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等の利用権設定がされている農地を活用する場合は、有機農業の土づくりに長期間時間を要することについて土地所有者の理解を得ることが課題となる。</p> <p>(3) 有機農業に取組む新規参入者の所得の向上</p> <p>現状では、有機農作物の流通網が整備されておらず、就農直後の生産体制が安定できていない状況下において販路を開拓することが求められるため、農業者の負担が大きく収益構造を悪化させる要因となっている。そのため、新規参入者が就農直後でも出荷可能な販路を確保することが課題である。</p> <p>(4) 産地形成のための町外消費の拡大</p> <p>有機農業の産地として世間に認知されるには、町外消費を拡大する必要があるため、農作物の生産量を増加させるとともに町外の小売店やインターネット通販などを活用し、町外消費を拡大する必要がある。消費を拡大するためには、品質の良さをアピールするとともに、消費者目線として料理のバリエーションを増やすことができ、また、小売店目線として販売コーナーを維持することができなければならないため、単一品目ではなく多品目を生産し供給することが求められる。そのため、農業者の生産品目の多様性を拡大させるため、様々な品目に対する営農指導の体制を整備するとともに、有機農業に取組む新規参入者を増加させることが課題である。</p> <p>(5) 地元産品の町内消費の拡大</p> <p>人口減少により地域経済が低迷している本町において、地元産品を積極的に消費することは、地域内経済の活性化のための好循環につながることを期待される。また、有機農作物においても地産地消を推進することは、流通に伴うコストを軽減し、生産者が直接販売することにより、小量な産品、加工・調理品も、さらに場合によっては不揃い品や規格外品も販売可能になるなど、農業者の収益の向上が期待される。そのため、生産された有機農作物を町民が消費しやすい環境を整えるとともに、本町の主な産業である宿泊業や飲食サービス業などの観光業での有機農作物の活用を促進するなど、町内消費を拡大させることが課題である。</p> <p>イ 5年後に目指す目標</p> <p>本町における有機農業の産地づくりを推進するため、本事業の目標は以下のとおりとする。</p> <p>目標年度： 令和9年度</p> <p>成果目標： (1) 慣行農業に取り組む農地及び遊休農地から有機JAS認証農地への転換累積面積 2.0ha以上</p> <p>(2) 有機JAS認証農作物出荷量 190.5t</p> <p>(3) 有機JAS認証農地で耕作する新規就農者 5名以上増加</p>

3. 取組内容

ア 有機農業の生産段階の推進の取組

(1) 新規有機農業者の育成に向けた有機農業スクールの設置

有機農業スクールの指導者育成のための支援制度を実施し、指導者を育成する。
指導者育成後、有機農業スクールを設置し、有機農業の新規就農者への教育と研修の環境の整備することによって、他地域から多様な人材が集まり続ける魅力的な環境を構築し、日本有数の有機農業産地の形成と持続発展可能な体制を目指す。
また、町職員と地元有機農業者にて有機農業に取組む先進地を定期的に現地視察することで、土づくりや野菜づくりの現場における営農指導に関する方法を学ぶとともに、有機農業スクールのカリキュラムを適宜更新する。

(2) 有機農業実施地区のゾーニングと有機JAS認証農地の取得に向けた遊休農地の整備

有機農業スクール卒業生などが利用可能な農地について、長期間にわたり土づくりができるよう、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき特定区域を定め、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を締結するなど、長期間にわたり利用できるよう、土地利用に関する町としての方針を示す。
また、有機農業スクールの在校生や卒業生、地元農業者及び民間企業と連携して、2年以上放置された遊休農地に対して除草や除礫を行うなど農地を整備することで、新規就農者向けの土地を確保する。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

(1) 販路拡大へ向けた民間企業との意見交換会や連携協定の実施

加工・流通に関連した民間企業との意見交換会を実施し、本町における有機農業産地づくりの推進に賛同する民間企業との連携を図ることで販路の拡大を目指す。

(2) 地元の飲食店、旅館等での活用の促進

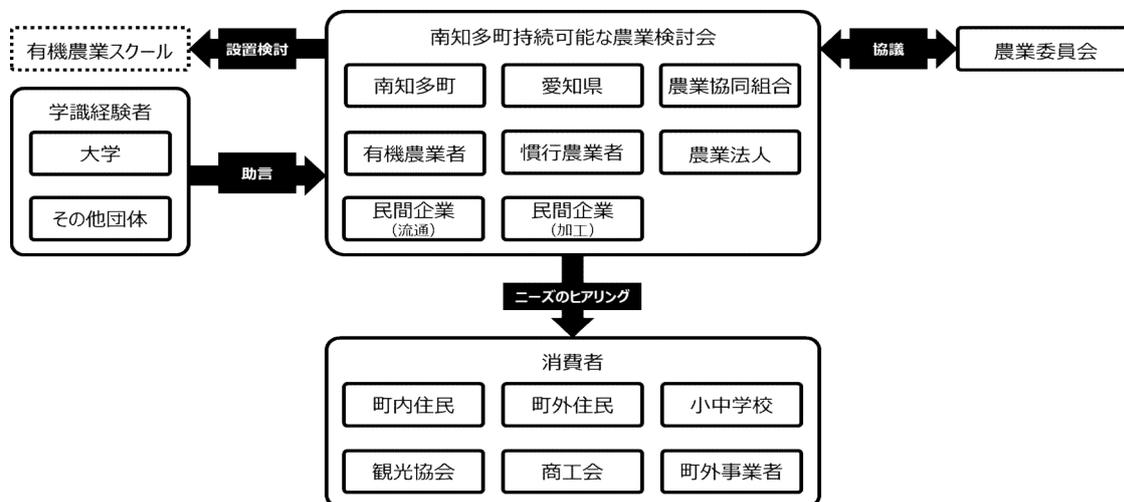
地元観光協会や商工会と連携してアンケートによる実需者の意向調査を実施するとともに、生産者とのマッチングや有機農作物の企画調整を行うことで、地元の飲食店、旅館等での有機農作物の活用を促進する。

(3) 学校給食等における活用の促進と食育イベントの実施

町内の有機農作物の安定的な販路確保のため、学校給食や保育所の食事提供における集荷方法・納品規格等に関する関係者との調整を進めるとともに、子供や保護者を対象とした食育に関するイベントを実施することで、家庭における有機農作物の消費を促進する。

4. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

名称	役割
南知多町	事務局、生産者への財政支援、民間企業との連携
愛知県	政策支援
農業協同組合	農業資材の調達
有機農業者	生産、共存の模索
慣行農業者	有機農業への理解を促進、共存の模索
農業法人	指導者育成、新規就農者の研修先
民間企業(流通)	消費者ニーズの把握、販路確保、直売所の運営
民間企業(加工)	消費者ニーズの把握、商品の企画開発

5. 資金計画
別紙のとおり
6. 本事業以外の関連事業の概要
<p>(1) 農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、地域での協議(話し合い)による「地域計画」の策定によって目指すべき有機農業及びその農地利用の姿を明確化するとともに、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき特定区域を定め、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を締結することで、有機農業に取り組む新規参入者への農地の確保を図る。</p> <p>(2) 有機農業を推進するためには、良質な堆肥の確保が必要なため、畜産環境対策総合支援事業などを活用し、農業協同組合や資材メーカーなど関係機関と連携して安定供給できる堆肥場の設置することを検討する。</p> <p>(3) 町の移住施策と連携して、地域おこし協力隊の活用など、新規就農者の移住の受け入れに際し支援策を設けるとともに、空き家バンクの活用などによって住居を確保する。</p> <p>(4) 町の関係人口創出事業と連携して、農業体験イベントや農泊事業などを実施することによって有機農業に対して関心の高い関係人口を確保し、新規就農者や町外消費者の獲得につなげる。</p> <p>(5) 町内外の事業者とのふるさと納税の返礼品開発によって有機農作物の流通、加工、消費の拡大を目指す。</p>
7 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について
<p>地域に根差した持続的で再生可能な環境負荷の低い農業として、また、既存の農業における化石燃料を原料とした化学合成農薬と化学肥料の代替品としても有機農業の技術は活用できるため、持続可能な農業の在り方の一つの方策として有機農業を推進する。</p>
8 その他(達成状況の評価、取組の周知等)
<p>【達成状況の評価】</p> <p>(1) 慣行農業に取り組む農地及び遊休農地から有機JAS認証農地への転換累積面積 2.0ha以上 令和3年度末から令和9年度末にかけて慣行農業に取り組む農地及び遊休農地から有機JAS認証農地へ転換した面積の累計を調査。</p> <p>(2) 有機JAS認証農作物出荷量 190.5t 有機JAS認証農作物出荷量の令和3年度から令和9年度までの増加割合を調査。</p> <p>(3) 有機JAS認証農地で耕作する新規就農者 5名以上増加 令和3年度末から令和9年度末にかけての新規就農者の内、有機JAS認証農地で耕作する者の累計を調査。</p> <p>【取組の周知等】 本事業に関する取組について、町公式ホームページ等に掲載することで周知を図る。</p>

5 資金計画

単位:千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区分	有機農業スクールの指導者育成支援制度検討	有機農業スクールの指導者育成支援制度実施 事業費 2,800	有機農業スクールの指導者育成支援制度実施 事業費 2,800	有機農業スクールの指導者育成支援制度実施 事業費 2,800	有機農業スクール設置 ※協力機関から資金調達

3の取組内容に対応した年度ごとに記載してください